

○国家公務員共済組合負担金の概算払手続について

昭和 60 年 3 月 28 日 蔵計第 819 号
大蔵省主計局長から各省各庁会計課
長あて通知

改正 昭和 61 年 4 月 11 日蔵計第 1016 号
同 62 年 4 月 1 日同 第 962 号
同 63 年 2 月 12 日同 第 257 号
平成元年 2 月 21 日同 第 282 号
同 元年 12 月 27 日同第 2935 号
同 2 年 3 月 27 日同 第 559 号
同 7 年 3 月 31 日同 第 936 号
同 12 年 3 月 31 日同 第 948 号
同 12 年 4 月 3 日同 第 977 号
同 15 年 3 月 31 日財計第 1014 号
同 27 年 9 月 30 日同 第 2907 号
令和 7 年 3 月 24 日同 第 1536 号

標記のことについて、別紙のとおり各共済組合本部長あて通知したので、よろしくお
取り計らい願いたい。

(別紙)

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務
員共済組合法の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 82 号）の施行に伴い、昭和 60
年度以降、国家公務員等共済組合負担金の負担方法が改められたため、この概算払手続
について下記のとおり定めたので通知する。

なお、この取扱いについては、関係機関と密接な連絡を取りつつ迅速的確に処理する
よう遺漏なきを期せられたい。

記

- 1 標準報酬の月額又は標準報酬月額に係る短期負担金（国家公務員共済組合法（昭和
33 年法律第 128 号。以下「法」という。）第 99 条第 2 項第 1 号及び第 4 号に規定す
る負担金をいう。）、特別拠出金（法附則第 14 条の 3 第 2 項に規定する特別拠出金を
いう。）、介護負担金（法第 99 条第 2 項第 2 号に規定する負担金をいう。）及び長期負
担金（厚生年金保険負担金（厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年

法」という。)第82条第1項の規定により事業主が負担する保険料をいう。)、退職等年金負担金(法第99条第2項第3号に規定する負担金をいう。)&及び経過&的公務上負担金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。)附則第49条第3号の規定により負担する負担金をいう。)をいう。)&並びに事務費負担金(法第99条第5項の規定により負担する負担金(国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)に払い込む長期給付事務費を除く。)をいう。))については、次により毎月概算払を行うものとする。

(1) 概算金額の算定方法

- ① 短期負担金、特別拠出金、介護負担金及び長期負担金については、当該負担金を請求する月の前月又は前々月の掛金等(法第100条第1項に規定する掛金等をいう。)の基礎となつた標準報酬の月額又は標準報酬月額の総額に負担金率(特別拠出金については、国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)附則第8条第4項に規定する連合会が定める率、長期負担金のうち、厚生年金保険負担金については厚年法第81条第4項に定める率の100分の50の率、退職等年金負担金については連合会の定款で定める率、経過&的公務上負担金については連合会の定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

ただし、実績の基礎となつた月が前年度に属する場合は、上記算定額の10分の9の額とする。

- ② 事務費負担金については、当該負担金を請求する月の前月又は前々月の末日における組合員数に予算で定める事務費負担金の単価を乗じて得た額の12分の1の額とする。

ただし、実績の基礎となつた月が前年度に属する場合は、上記算定額の10分の9の額とする。

(2) 請求手続等

- ① 共済組合代表者は、別紙様式1による負担金概算額計算書3部を作成し、遅くとも当該月の3日までに各省各庁の支出官に提出すること。
- ② 各省各庁の支出官は、提出された負担金概算額計算書を審査のうえ、原則として当該月の給与の支払日までに支払手続を完了すること。

- 2 標準期末手当等の額又は標準賞与額に係る短期負担金、特別拠出金、介護負担金及び長期負担金については、次により法第2条第1項第6号に規定する期末手当等又は厚年法第3条第1項第4号に規定する賞与の支払月(給与に関する法令(給与に関する法令の適用を受けない者にあつては、給与に関する規程)の改正に伴い当該年度に当該期末手当等又は賞与の差額が支払われる場合は、その支払月)に概算払を行うものとする。

(1) 概算金額の算定方法

期末手当等又は賞与が支給される月の当該期末手当等の額又は賞与額（俸給及び扶養手当並びにこれらに対する調整手当の合計額（以下「俸給等の額」という。）を基礎として算出される期末手当等の額又は賞与額がある場合には、負担金を請求する月の前月又は前々月の俸給等の額を基礎として算出するものとし、給与改定等による差額が見込まれる場合には、その見込額を含むものとする。）を基礎として算出した標準期末手当等の額又は標準賞与額の総額に負担金率を乗じて得た額とする。

(2) 請求手続等

- ① 共済組合代表者は、別紙様式 2 による負担金概算額計算書 3 部を作成し、期末手当等の支払日の遅くとも 20 日前までに各省各庁の支出官に提出すること。
- ② 各省各庁の支出官は、提出された負担金概算額計算書を審査のうえ、原則として期末手当等の支払日までに支払手続を完了すること。

3 育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金に係る公経済負担金（法第 99 条第 4 項第 1 号及び第 2 号の規定により負担する負担金をいう。）の当該年度発生分については、次により毎月概算払を行うものとする。

(1) 概算金額の算定方法

概算金額は、予算で定める育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金に係る公経済負担金の額の 12 分の 1 の額とする。

(2) 請求手続等

- ① 共済組合代表者は、別紙様式 3 による負担金概算額計算書 3 部を作成し、遅くとも当該月の 3 日までに各省各庁の支出官に提出すること。
- ② 各省各庁の支出官は、提出された負担金概算額計算書を審査のうえ、原則として当該月の給与の支払日の前日までに支払手続を完了すること。

4 基礎年金拠出金及び長期給付に係る公経済負担金（法第 99 条第 4 項第 2 号、一元化法附則第 49 条第 4 号並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 31 条第 1 項及び第 64 条第 4 号に規定する負担金をいう。）のうち当該年度発生分については、次により連合会における基礎年金拠出金の拠出時期及び長期給付の定期支給月に合わせて概算払を行うものとする。

(1) 概算金額の算定方法

概算金額は、連合会における基礎年金拠出金の拠出状況及び長期給付の支払状況を考慮して決定した額とし、毎年度連合会から通知する。

(2) 請求手続等

- ① 共済組合代表者は、別紙様式 4 による負担金概算額計算書 3 部を作成し、毎年度基礎年金拠出金の納付期限の遅くとも 20 日前までに（納付期限の 20 日前までに予算が成立していない場合は、予算成立後直ちに）各省各庁の支出官に提出すること。

② 各省各庁の支出官は、提出された負担金概算額計算書を審査のうえ、原則として基礎年金拠出金の納付期限の前日までに支払手続を完了すること。

- 5 法第 102 条第 2 項の規定により独立行政法人若しくは公社若しくは職員団体又は公庫等（法第 124 条の 2 に規定する公庫等をいう。）が国家公務員共済組合負担金の概算払の手続を行う場合の取扱いについては、上記 1 から 4 までに定める取扱いに準じて行うものとする。

附 則

- 1 この通達は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「共済組回国庫負担金概算払の取扱手続について（昭和 42 年 6 月 29 日計発第 466 号）」通達は、廃止する。
- 3 郵政省共済組合に対する本通達の適用については、同共済組合が連合会から長期給付の支払いに関する事務の委託を受けている間、記 1 の(1)の②中「組合員数」とあるのは「組合員数及び年金受給者数」とする。

改正文（昭和 61 年 4 月 11 日蔵計第 1016 号）

この改正は、昭和 61 年度の国家公務員等共済組合負担金から適用する。

本通達による改正後の「国家公務員等共済組合負担金の概算払手続について（昭和 60 年 3 月 28 日付蔵計第 819 号）」通達記 1 の(1)の①の規定に基づき概算金額を算定する場合において、前月又は前々月が昭和 60 年度に属するため、掛金の基礎となつた標準報酬総額が存在しない場合においては、次により処理することとする。

前月又は前々月の掛金の基礎となつた俸給総額に「国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令により読み替えられた国家公務員等共済組合法施行令の大蔵大臣の定める数値について（昭和 61 年 3 月 28 日付蔵計第 759 号）」の記 1 に定める「大蔵大臣の定める数値」を乗じて得た額を当該前月又は前々月の標準報酬の総額とみなして同通達の規定を適用する。

附 則（平成元年 12 月 27 日蔵計第 2935 号）

- 1 この改正は、平成 2 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 平成 2 年 1 月分に係る特別拠出金については、1 の(2)の①中「3 日」とあるのは「18 日」とする。

改正文（平成 7 年 3 月 31 日蔵計第 936 号）

この改正は、平成 7 年度の国家公務員等共済組合負担金から適用する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日蔵計第 936 号）

- 1 この通達は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年 4 月分の育児休業手当金に係る公経済負担金については、記 3 の(2)の①中「3 日」とあるのは、「10 日」とする。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日蔵計第 948 号）

- 1 この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 平成 11 年 4 月分から平成 12 年 3 月分までの介護休業手当金に係る公経済負担金については、記 3 の規定は適用しない。

附 則（平成 12 年 4 月 3 日蔵計第 977 号）

- 1 この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 社会保険職員共済組合及び労働省共済組合における平成 12 年 4 月分に係るこの通達の適用については、記 1 の(1)の①中「当該負担金を請求する月の前月又は前々月の掛金の基礎となった」とあるのは「平成 12 年 4 月に算定された」と、同②中「当該負担金を請求する月の前月又は前々月の末日」とあるのは「平成 12 年 4 月 1 日」と、同(2)の①中「3 日」とあるのは「18 日」とする。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日財計第 1014 号）

この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日財計第 2907 号）

- 1 この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 本通達による改正後の「国家公務員共済組合負担金の概算払手続について（昭和 60 年 3 月 28 日付蔵計第 819 号）」記 1 の(1)の①中「厚年法第 81 条第 4 項に定める率」は、平成 30 年 8 月までは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 83 条に定める率とする。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日財計第 1536 号）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(別添)

別紙様式3

〇〇共済組合負担金概算額計算書

(令和 年 月分)

[illegible]